

議案第 57 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行に伴い、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることから、放課後児童支援員に係る規定を整備する必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年羽曳野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第11条 1・2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 1・2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>以下省略</p>